災害と安全　レポート

氏名：園山佳典

学籍番号：26002201991

1. 公私の団体又は個人に対し、都道府県対策本部長は都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

住民に対し、都道府県知事は新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合は、要請に係る営業時間以外の時間に事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。また、都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを要請できる。

施設管理者等に対して、特定都道府県知事は新型インフルエンザ等緊急事態において、まん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して、都道府県知事が定める期間において、施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

1. 措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者の場合

要請に応じない個別の事業者に対して、要請を再度行うことができる。

正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずるように命令できる。命令において、要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。都道府県知事はこれらの要請や命令を行った旨を公表できる。

施設管理者等の場合

正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるときに限り、要請に係る措置を講ずるように命令できる。措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者の場合と同様に立ち入り検査を行うことができる。

また、命令に関してそれを行った旨を公表することができる。

1. 我が国で、政府が強い態様の規制を行わなかった、またそれで済んだかについてはいくつかの要因がある。まず、考えられるのは規制の強さは規制対象に依存するということ。日本人はまじめでコロナ禍においては政府がマスクの着用を要請すると多くの人がマスクをしたりするため強い規制は必要ではなかった。他にも規制は法律を作ったらできるわけではないということ。ダメと言っても聞かなかったら意味がない。違反したらすぐ取り締まれるような状態でなければ、規則を守らなくても捕まらないという心理状態になり法律を守らない人が増える。ただ、人手不足などにより、すべてを取り締まることができないという実行可能性の問題がある。このような理由で政府が強い態様の規制を行わなかった、またそれで済んだと考える。